

門型標識等個別施設計画 (第2期)



令和6年3月
福井市 建設部 道路課

【目 次】

1 福井市の道路施設（門型標識等）の概要

- 1 . 1 門型標識等の現状
- 1 . 2 門型標識等の維持管理における課題

2 個別施設計画の基本方針

- 2 . 1 門型標識等の施設管理の基本方針
- 2 . 2 対象施設
- 2 . 3 計画期間

3 点検結果と対策

- 3 . 1 定期点検について
- 3 . 2 門型標識等毎の健全性の診断と措置
 - 3 . 2 . 1 門型標識等毎の健全性の診断の判定区分
 - 3 . 2 . 2 判定区分による措置の考え方について
- 3 . 3 部材単位の健全性の診断
 - 3 . 3 . 1 部材単位の健全性の診断の判定区分
- 3 . 4 対策の優先順位の考え方
- 3 . 5 施設毎の状態、対策内容と実施時期について
- 3 . 6 対策費用

4 今後の取組み

- 4 . 1 施設の集約化・撤去
- 4 . 2 新技術等の活用及び費用の縮減

1 福井市の道路施設（門型標識等）の現状と課題

1.1 門型標識等の現状について

福井市は、令和4年4月1日現在、約2,163kmの市道を管理している。

これらの市道に、高さ制限や道路案内を目的として門型標識が設置されており、計21基の門型標識等を管理している。

主な箇所は、鉄道や北陸自動車道のアンダーパス部もしくは立体交差部であり、制限高さ以上の車両等を内部への侵入を防ぐための注意喚起だけではなく、進入前に物理的に遮るなど、跨道施設を守るために非常に重要な施設である。

また、道路案内標識については、市道環状西線の町屋1丁目地係に設置され、道路利用者に目的地の方向を示し、正しい道路交通を確保するための重要な施設である。



高さ制限



道路案内

図1 門型標識の用途例

1.2 門型標識等の維持管理における課題

福井市が管理する門型標識等の多くが設置時期不明であり、施設の老朽化が進行し、腐食や損傷による第三者被害を事前に防ぐことが求められている。

そのため、福井市では、国土交通省の門型標識等定期点検要領に基づき、概ね5年に1回のサイクルで全ての門型標識等の定期点検を実施している。

これらの点検において診られた損傷等の対策箇所について、施設の維持管理を効率的に実施していくため、インフラ長寿命化基本計画に基づき、個別施設計画を策定し、計画的な対策を講じることで、門型標識等の長寿命化及び道路の安全性を確保していく必要がある。

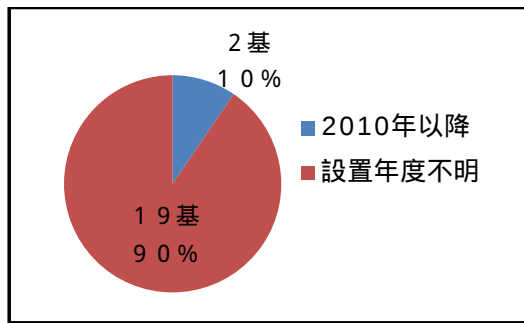


図 門型標識等の設置年別分布図

I巡目判定	2巡目判定	計
進展なし		16
I	II	3
I	III	0
II	III	1
III	III	1
計		5
点検数		21
進展率		24%

参考 劣化の進展

2 個別施設計画の基本方針

2.1 門型標識等の施設管理の基本方針

門型標識等の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置を行うことで、施設の計画的な補修と効率的な維持管理を目指す。

2.2 対象施設

本計画では、福井市が管理している全ての門型標識等を対象とする。

2.3 計画期間

施設の点検のサイクルが5年毎であることから、本計画の期間は、全施設の定期点検が完了した翌年である令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

また、次期点検が全て完了予定である5年間毎に見直し行う。

項目\年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
定期点検	1巡目点検					2巡目点検					3巡目点検				
個別施設計画					計画策定					計画見直し					計画見直し
修繕						1巡目修繕					2巡目修繕				

図 長寿命化修繕サイクルのイメージ

3 点検結果と対策

3.1 定期点検について

定期点検では、門型標識等毎の健全性の診断を行うにあたり、部材単位の健全性の診断も併せて行うこととし、定期点検の方法は「門型標識等定期点検要領（国土交通省 道路局）」によることとし、点検実施時における最新版のものを活用するものとする。

3.2 門型標識等毎の健全性の診断と措置

門型標識等の健全性の診断の所見として、門型標識等の変状等の原因や状態を推定したうえで、門型標識等が置かれる状況を勘案し、門型標識等を構成する材料、部材、基礎地盤等がどのような状態となる可能性があるのか、技術的な評価を行う。

3.2.1 健全性の診断

門型標識等毎の健全性の診断は次の表の判定区分とする。

区分		状態
	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態。
	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

3.2.2 判定区分による措置の考え方について

判定区分による措置の基本的な考え方は、次の表のとおりとする。

区分	定義
	次回定期点検までの間、予定される維持行為等は必要であるが、特段の監視や対策を行う必要のない状態。
	次回定期点検までに、長寿命化を行うにあたって時宜を得た修繕等の対策を行うことが望ましい状態。
	次回定期点検までに、門型標識等の構造安全性の確保のために、修繕等の対策や第三者被害の防止のための措置等を行う必要がある状態。
	緊急に対策を行う必要がある状態。

3.3 部材単位の健全性の診断

部材単位の健全性の診断を行うときは、部材の種別を次の表のとおり区分して診断を行う。

表 部材種別

基盤	基盤・支柱接続部	支柱	その他
標識板、道路 情報板等	標識板取付部、 道路情報板取付部等	支柱・横梁等 基礎・周辺地盤等	

3.4 対策の優先順位の考え方

定期点検結果を踏まえ、原則、健全性の診断結果がよくないものについて優先して対策を講じるものとする。

判定区分における対策は以下のとおり。

- ・健全性 又は の場合、他の状等の対策を講じるに併せるなど、効率的な維持及び修繕を図る観点から、必要と判断される場合は、対策を実施する。
- ・健全性 の場合、次期点検までに補修、修繕等の対策を実施する。
- ・健全性 の場合、緊急的な対策を行う。

3.5 施設毎の状態、対策内容と実施時期について

個別施設毎の状態、対策内容と実施時期は別紙のとおりである。

なお、道路利用者及び第三者への被害が懸念されるような損傷が日常パトロール等にて発見された場合には、定期点検の結果に関わらずその状況に応じた措置を講じることとする。

3.6 対策費用

計画期間である令和6年度から令和10年度の5年間については、別表の合計額である7,500万円が必要概算費用である。

4 今後の取組み

4.1 施設の集約化・撤去

管理する21施設のほとんどが高さ制限の門型標識であり、注意喚起や衝突防止等非常に重要な施設であることから、集約化・撤去については現状検討しない。

4 . 2 新技術等の活用及び費用の縮減

令和３年度から令和１０年度までの間に、管理する２１施設について修繕や点検等に係る新技術等の活用について検討を行い、１．０百万円程度の費用の縮減を目標とする。